

## 訪問介護・訪問型介護予防サービスにかかる人員及び設備に関する基準について

### (1) 人員に関する基準

職 種	資 格 要 件	配置基準概要
管理者	なし	専らその職務に従事する常勤の者1名
サービス提供責任者 (管理者との兼務可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 介護職員実務者研修課程修了者</li> <li>・ 旧介護職員基礎研修課程修了者(※1)</li> <li>・ 旧訪問介護員養成研修1級課程修了者(※2)</li> <li>・ 看護師、准看護師</li> </ul>	常勤の訪問介護員等のうち、専ら指定訪問介護の職務に従事する者であって、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1名以上
訪問介護員(管理者との兼務不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 介護職員実務者研修課程修了者</li> <li>・ 旧介護職員基礎研修課程修了者(※1)</li> <li>・ 旧訪問介護員養成研修1～2級課程修了者(※2)</li> <li>・ 介護職員初任者研修課程修了者</li> <li>・ 看護師、准看護師</li> </ul>	常勤換算方法で2.5以上(サービス提供責任者含む)

※1、2 「旧介護職員基礎研修課程修了者」および「旧訪問介護員養成研修1級課程修了者」とは、介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第25号)による改正前の介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程または一級課程を修了した者をさす。

#### 【注】

- ① 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本)に達していることをいいます。
  - ② 「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
  - ③ 「看護師、准看護師」については、旧訪問介護員養成研修1級課程修了者相当とみなすことができます。
  - ④ サービス提供責任者欄の配置について、利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法によることができます。
- ※ 利用者の数は、前三月の平均値を用いる。この場合、歴月ごとの実利用者数を合算し、三で除して得た数とする。なお、新たに事業を開始し、または再開した事業所においては、適切な方法による推定数とする。
- ※ 通院等乗降介助に該当する者のみの利用者の当該月における利用者数は0.1人として計算する。
- ⑤ サービス提供責任者の配置については、常勤職員を基本としつつ、下記のとおり、非常勤職員(常勤換算)の登用を一定程度可能とすることができます。

常勤換算による場合(利用者の数が40人を超える事業所)

利用者の数を40で除して得られた数（小数第1位に切り上げた数）以上  
 <必要となる常勤のサービス提供責任者数>

- ・利用者の数が40人超200人以下の事業  
 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上
- ・利用者の数が200人超の事業所  
 常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数に2を乗じて3で除して得られた数（1の位に切り上げた数）以上

利用者の数	注④に基づき置かなければならない常勤のサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者
40人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
160人超200人以下	5	4
200人超240人以下	6	4
240人超280人以下	7	5
280人超320人以下	8	6
320人超360人以下	9	6
360人超400人以下	10	7

※ 非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上に達していること。

- ⑥ 常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者(※)を1人以上配置している事業所において、複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制が構築されている場合や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務の効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができます。

※「サービス提供責任者の業務に主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が当該事業所の訪問介護員として行ったサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く)が、1月あたり30時間以内であること。

- ⑦ 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

## (2) 設備に関する基準

設 備	内 容
事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画	・ 事務室 職員、設備備品が収容できる広さを確保すること。 ・ 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものであること。
必要な設備・備品	・ 訪問介護事業を実施するために必要な設備・備品 ・ 手指を洗浄するための設備等感染症予防のための設備、備品

### ※ 訪問介護・訪問型介護予防サービスを同時に行う場合

訪問介護・訪問型介護予防サービスを同一事業所で同時に事業を実施することができます。この場合、訪問介護の人員基準、設備基準を満たしていれば、訪問型介護予防サービスの人員基準、設備基準を満たしたものとします。

### ※ 自宅を事業所とする場合や、他の事業と設備を共有する場合

レイアウトによっては指定ができないことがありますので、必ず事前に介護事業者課へご相談ください。